日本エネルギー法研究所月報
JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN
JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE
第246号

【目　　次】

中間利息の控除に関する債権法の改正～立法の経緯を振り返る……………………………………1
水野　謙
高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る基本方針の改定について…………………………………4
堀　雅晃
特別研究講座の開催……………………………8
研究班の動き……………………………………8
新着図書案内……………………………………10

中間利息の控除に関する債権法の改正～立法の経緯を振り返る

水野　謙

Ⅰ　はじめに

１　民法（債権関係）の改正に関する法律案（法案名は「民法の一部を改正する法律案」）は，2015年３月31日に国会に提出され，その後，継続審議となっていた。しかし2017年５月26日，参議院を通過し，同年６月２日に「民法の一部を改正する法律（法律第44号）」として公布され，遅くとも2020年（公布の日から起算して３年以内の政令で定める日）から施行される運びとなった。上記法律案を提出する「理由」によれば，その主な柱は，①時効に関する規定の整備，②法定利率を変動させる規定の新設，③保証債務に関する規定の整備，そして④定型約款に関する規定の新設等である。本稿では，このうち②に伴って，中間利息の控除について改正民法がどのような規定を設けるに至ったのかについて，立法の経緯を振り返る。はじめに，その前提として，中間利息の控除に関する従来の議論を簡単に確認するならば，次のとおりである。

２　債務不履行（安全配慮義務違反や医療過誤などを債務不履行で争う場合）や不法行為によって，被害者（債務不履行により生命・身体に被害を受けた債権者も，以下では「被害者」という）が死亡したり，負傷して後遺症が残ったりしたとき，通常，被害者またはその遺族は，逸失利益を一時金賠償方式で請求する。このとき，被害者側は将来取得すべき逸失利益を前払いしてもらうので，損害賠償額を算定する場合には，当該逸失利益を将来にわたり運用した場合の予想運用利益（中間利息）を控除する必要がある。現行民法典に明文の規定はないが，これは当然のことであると解されている。

３　しかし問題は，中間利息の算定の基礎となる利率である。裁判例や学説は，民事法定利率の年

５％（現行民法404条）とする立場と，昨今の市場金利の低下を考慮して年５％を下回る利率による立場に分かれていたが，最判平成17・６・14民集59巻５号983頁（不法行為による死亡事例）（以下，「平成17年判決」という）は，前者の立場を採用した。その理由として，判決は，まず404条の沿革に触れ，〔①〕「ヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率，我が国の一般的な貸付金利を踏まえ，金銭は，通常の利用方法によれば年５％の利息を生ずべきものと考えられた」とする。次に，民事執行法88条２項や破産法99条１項２号などを例に挙げ，〔②〕「現行法は，将来の請求権を現在価額に換算するに際し，法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には，法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している」と述べる。そして，〔③〕「被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても，法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから，民法は，民事法定利率により中間利息を控除することを予定している」としたのである。

Ⅱ　立法の際の主な論点と改正民法の立場

１　平成17年判決を前提とした上で，法制審議会民法（債権関係）部会（以下，「部会」という）で議論になったのは，次の大きく２点である。第１に，改正民法が法定利率について市場金利と大きく乖離しないように変動利率制を採用する場合，中間利息の控除をどう扱うべきか。これについては，①引き続き解釈に委ねる見解と，②明文の規定を置くという見解が対立した。第２に，明文の規定を置くとして，中間利息の算定の基礎となる利率はどうするか。この点は，③従前と同様，年５％の固定利率にするという見解と，④変動利率制を採用する改正民法の法定利率によるべきであるという見解に分かれた。

２　これについて改正民法は，417条の２第１項で「将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において，その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは，その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により，これをする」と規定し，この規定は，改正民法722条１項で「不法行為による損害賠償について準用する」とされている。このように改正民法は，１の②と④の立場を採用した。これは，平成17年判決の枠組みを明文化したものだと一応整理できそうである。

Ⅲ　立法の経緯

しかし，法定利率に関する改正民法404条は，従来と異なり変動利率制を採用している（同条３項）。しかも初期利率は年３％（同条２項）であり，これまでより２ポイント低い（なお商事法定利率を年６％と定める現行商法514条は債権法改正に伴い削除され，改正民法の法定利率に統一される）。このとき法定利率に依拠して中間利息を控除すると，逸失利益の賠償額は現状よりも大幅に増えることが予想される。これは，損害保険会社にとってコストの増加を意味しており，保険料に転嫁される場合，保険契約者にとっても負担の増大になる[1]。保険の問題を離れたとしても，このような現状の大幅な変更は，理論的に正当化しうるか。これについて部会では，次のような否定的な見解も出された（１，２）。

１　まず，逸失利益の算定は，擬制に擬制を重ねたものである（例えば，算定の基礎となる基礎収入・生活費控除率・就労可能年数・労働能力喪失率・労働能力喪失期間の認定など）。したがって，中間利息を控除する場合だけ金融市場の実勢に近い法定利率を基礎とする必要性は乏しいのではないか[2]。

２　また，法定利率が本来用いられる場面は，①利息付き消費貸借契約で利率が定められていない場合（実務的には稀であるが，平成17年判決の判旨①も貸付金利に言及する）や，②金銭債務の遅延損害金を算定する場面である（契約から生じる金銭債務の場合は利率の約定があることが多いが，不法行為などの法定債権では法定利率によるほかはない）。しかし，これらの場合，いずれにしても「将来の」運用利益の予測は論点とはならないはずである。これに対して，中間利息の控除は「将来の」逸失利益を現在価値に換算する作業であり（平成17年判決の判旨③），両者はもともとの性質を異にする[3]。

３　以上のうち，特に２の問題提起は，ある意味で鋭く，「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（2013年２月）の「第８　債権の目的」の「４　法定利率（民法第404条関係）」のうち「(3) 中間利息控除」では，暫定的な形ではあったものの（金利はブラケットで表記され，変動制の法定利率を適用する考え方もあるなどの注記も付された），「損

害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合には，それに用いる割合は，年［５パーセント］とするものとする」とされたのであった。しかし，改正民法の変動制の法定利率を用いずに，現状の年５％を中間利息の控除割合とする考え方には反対意見も多く，部会内で最終的な支持を集めるには至らなかった。例えば，部会では，①平成17年判決の判旨③は，中間利息の控除に当たり法的安定および統一的処理の観点から法定利率を用いており，年５％を維持する考え方は判例の見解とはいえないし[4]，②法定利率を変動させる場合に長期に及ぶ金利の推移を踏まえた安定的なものにすれば（改正民法404条は，法定利率について「短期的な政治的・経済的な出来事の影響を捨象しつつ，金利変動の大まかな傾向を反映させる」[5]観点から，見直しの頻度を３年に１度とし〔同条３項〕，短期貸付けの平均利率の過去60ヶ月の平均を基準割合として〔同条５項〕，それについて１％以上の増減があった場合にのみ１％刻みで法定利率に反映させる〔同条４項〕としている），比較的長期の運用利益を算定しなければならないことが多い中間利息の控除に当たり，法定利率を算定の基礎としても，それほど不都合な結果にはならないなどの見解が出された[6]。もっともこれらの見解①②は，中間利息の控除割合と本来の法定利率は性質が異なるという問題提起（２）に答えるものではなかった。

４　これに対して，部会の意見集約に最も影響を与えたのは，中間試案に対するパブリックコメントであった。すなわち「中間利息控除の割合のほうが高くて法定利率のほうが低いというのは非常に不公平感が強いというのが〔パブリックコメントの〕意見として強く」[7]あり，これを受け「長期間の運用で得られる想定利益としての中間利息が，履行遅滞によって債務者が支払うべき法定利率よりもはるかに高い利率で計算され，そして減額されるということは今日的に説得力を持つかというと非常に厳しい」[8]という懸念が部会で表明されたのである。このような「不公平感」は，損害賠償を求める同一の訴訟において，より鮮明に現れる。つまり損害額は５％で割り引かれるのに，損害賠償金の支払遅滞時に付加される遅延損害金が法定利率の初期利率である３％で算定されたのでは「被害者の納得感を得られにくい」[9]というわけである。

Ⅳ　おわりに

１　Ⅲ４で取り上げたパブリックコメントは，性質が異なる遅延損害金の算定と中間利息の控除（部会の幹事の１人は，前者は「リアルの世界」，後者は「フィクションの世界」に属すると表現する[10]）をあえて同列に位置付けた上での不公平感によるものであり，「次元を異にする話」が「感覚的」に[11]結びついたものという批判も可能であった。しかし社会の人々が抱く以上のような不公平感は，部会としても無視できず，「〔中間利息の控除割合について法定利息とは〕別の基準を作るということは理論的な問題としてはあり得るとは思いますが，〔要綱案の取りまとめに向けて〕今現段階で残された時間はそれほど長くない中で，あるいはパブリックコメントで示された反応を見る限り，そう簡単なことではない」[12]という見解が部会内で優勢となった。このように，理論的な不透明さは残るものの，時間的な制約や法技術上の困難さ――これらは立法過程において，しばしばつきまとう問題であるが――もあり，部会は「取りあえず法定金利の横滑りという考え方」[13]を妥協的に採用したのである。

２　このほか，中間利息の控除に関しては，改正民法417条の２第１項（Ⅱ２）のいう「その損害賠償の請求権が生じた時点」における法定利率とは，具体的にいつの時点をいうのかという点も議論された。この点について本稿で取り上げる余裕はないが，例えば，後遺症による逸失利益の算定の基準時を症状固定時だとする実務上有力な立場に仮に立つならば，法定利率を変動させる改正民法の下では――それが比較的安定的な変動ルールだとしても――，いつ症状が固定したかをめぐって深刻な紛争が生じるおそれがある[14]ことを最後に付言しておきたい。

【注】

[1] 部会第19回会議議事録14頁〔佐成委員発言〕，同15-16頁〔油布関係官発言〕。
[2] 部会第36回会議議事録59頁〔中井委員発言〕，同61-62頁〔松本委員発言〕。なお，逸失利益算定の擬制的な性格については部会第61回会議議事録25頁〔佐藤関係官発言〕も参照。
[3] 部会第19回会議議事録14-15頁〔岡委員発言－遅延損害

金の場面では「早くもらっていたとすればその間運用できたもの」が何かが論点となる〕，同13-14頁〔山野目幹事発言－法定利率は「金銭債権そのものに関する基本的規律」の問題であるのに対し，中間利息の控除は「損害賠償額の算定方法の問題」である〕，部会第61回会議議事録26頁〔佐成委員発言－法定利率と中間利息控除は「本来は全く別の問題である」〕など。

[4] 部会第19回会議議事録16-17頁〔高須幹事発言〕，部会第61回会議議事録24-25頁〔高須幹事発言〕。

[5] 部会資料81Ｂ「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討〔以下の注では「要綱案の取りまとめに向けた検討」と表記する〕(17)」４頁。

[6] 部会第83回会議議事録９-10頁，13-14頁〔中井委員発言〕，部会第87回会議議事録３－４頁〔中井委員発言〕。

[7] 部会第83回会議議事録25-26頁〔村松関係官発言〕。引用した文中の括弧と括弧内は筆者による（以下，同じ）。

[8] 部会第83回会議議事録27頁〔鎌田部会長発言〕。

[9] 部会資料74Ｂ「要綱案の取りまとめに向けた検討(10)」10頁。

[10] 部会第83回会議議事録22頁〔山野目幹事発言〕。

[11] 前掲注10）〔山野目幹事発言〕。

[12] 部会第83回会議議事録25-26頁〔村松関係官発言〕。

[13] 部会第83回会議議事録27頁〔鎌田部会長発言〕。

[14] 部会資料81B「要綱案の取りまとめに向けた検討(17)」７頁は，このため，一律に，不法行為時を基準時とするのが望ましいとしているが，部会内ではこの点について，「不法行為による損害賠償請求権が発生したときということを明らかにしている」と解釈する見解（部会第93回会議議事録２頁〔潮見幹事発言〕）と「症状固定時の法定利率を適用するという考えも十分ある」という見解（同３頁〔岡委員発言〕）に分かれるなど，意見の一致をみなかった。

（みずの・けん＝学習院大学法学部教授）

高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る基本方針の改定について

研究員　堀　雅晃

１．はじめに

高レベル放射性廃棄物および一部の低レベル放射性廃棄物は放射線を出す力が強く，天然ウランと同程度の放射能レベルに落ち着くまでに数万年もの時間がかかる。その間，これらの放射性廃棄物を人間の生活環境から隔絶された場所に保管する必要があるが，その手法として，現在においては「地層処分」と呼ばれる処分方法が最善とされている[1]。

地層処分とは，高レベル放射性廃棄物等を安全に処分可能となる発熱量となるまで一定期間貯蔵した後に，深地層に半永久的に埋設する処分方法であり，「原子力の利益を享受した現世代の責任において実施し，後世に過大な負担を残さない」という世代間倫理の文脈により，先送りの許されない事業である。

日本においては，2000年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）により高レベル放射性廃棄物等を地層処分する方針を定めている（２条２項）。同法に基づき設置された地層処分事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（以下「ＮＵＭＯ」という。）が，処分地の選定プロセスの第一段階である文献調査を受け入れる自治体を2002年から公募しているが，未だ着手に至っていない。こうした状況を踏まえ，2015年，当該事業に関する基本方針[2]が見直された（以下見直し前の基本方針[3]を「旧基本方針」，見直し後の基本方針[4]を「新基本方針」という。）。

本稿においては，基本方針改定の内要を概観した後に，今後の課題を検討する。なお，本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり，あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

２．基本方針改定の概要

経済産業省より，基本方針改定の５つのポイントが示されている[5]。新基本方針においては，地層処分事業について，今後は国が前面に立って取り組むとされている。以下，各項目について概観する。

(1) 将来世代の選択可能性の担保（可逆性・回収可能性のある地層処分）

地層処分は，超長期にわたり深地層において保存する処分方法であるが，数万年先の将来について確実な予測をすることは困難なため，安全性に不確実性が残るという指摘がされている[6]。また地層処分は数世代にわたる事業なので，その途中で，より優れた処分方法が確立する可能性がある。

以上を踏まえ，処分方法を地層処分とする方針を変更不能とするのではなく，将来世代が最新の知見を踏まえて最良の方法を選択できるよう，新基本方針は「最終処分〔＝地層処分〕[7]に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保することとし，今後より良い処分方法が実用化された場合等に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。このため，機構〔＝ＮＵＭＯ〕は，特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても，安全な管理が合理的に継続される範囲内で，最終処分施設の閉鎖までの間の廃棄物の搬出の可能性（回収可能性）を確保するものとする」といった文言を挿入している。つまり地層処分場に定置した廃棄物を一定期間回収可能な状態に維持し，その間，地層処分に関する意思決定の見直しを可能とすることで，将来世代の選択可能性を担保することとしている。

(2) 事業に貢献する地域への敬意および感謝の念の国民間での共有

この点に関して，旧基本方針において「概要調査地区等の選定に係る関係住民及び国民の理解と協力を得ることが極めて重要であ」ると示されているが，新基本方針においてはこれに続いて「事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき，その実現に貢献する地域に対し，敬意や感謝の念を持つとともに，社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が，広く国民に共有されることが重要である」との文言が挿入されている。

処分地の選定プロセスを進めていくためには国民世論の後押し，すなわち，国民全体で地層処分事業の必要性を共有し，処分場の受入れを検討する地域を応援すべきとの認識を社会として醸成していくことが極めて重要である[8]との経済産業省総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループ（以下「廃棄物ＷＧ」という。）による指摘を踏まえ，旧基本方針中にも定められていた事項をさらに強調するための改定と評価できる。

(3) 国による科学的有望地[9]の提示

これまでＮＵＭＯは文献調査の受入れを公募するに当たり，明確な不適地（活断層の存在等）を除く国土の約70％を対象としていた。加えて，文献調査以降でないと当該地の地質環境等，地層処分地としての適性が科学的に判断できないにも拘わらず，調査受入れの判断は自治体に委ねられていた。このため，科学的妥当性は二の次で，処分場建設地は「どこでも良いのでは」との受止めがされているが，本来は地層処分地の選定には，科学的知見が優先されるべきと，廃棄物ＷＧは指摘していた[10]。

以上を踏まえ，新基本方針は「国は，安全性の確保を重視した選定が重要であるという認識に基づき，科学的により適正が高いと考えられる地域（科学的有望地）を示すこと等を通じ，国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努めるものとする」といった文言を挿入している。

地層処分地の選定に際し科学的知見が重要であることは，最終処分法が詳細な選定プロセスを定めている（６条～８条[11]）ことからも明らかであるにも拘わらず，従前の公募方式では，選定プロセスの第一段階に至るまでに科学的知見を取り入れようがないという問題があり，それを修正するものと評価することができる。

なお，科学的有望地の提示は，あくまで国民理解醸成の一助のために行われるものであり，個別の自治体を候補地として指定するものではなく，提示後も自治体からの主体的な発意を待つとの方針に転換はない。新基本方針には，上記の科学的有望地の提示に係る文言に続いて「国は，概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構〔＝ＮＵＭＯ〕による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について，その活動の状況を踏まえ，関係地方公共団体に申し入れるものとする」との文言も挿入されているが，当該申入れはあくまで地域からの主体的な協力が前提である[12]。

(4) 地域の持続的発展に対する支援

この点に関して，すでに旧基本方針において，「機構〔＝ＮＵＭＯ〕が行う最終処分事業は，概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き，あわせて，地域の自立的な発展，関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要であ」り，「国は，…電源三法（電源開発促進税法，特別会計に関する法律，発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金等の地域支援措置を講じ，地域の振興に資することが重要」と述べられている。新基本方針においては，後半部が「国は，

…電源三法（電源開発促進税法，特別会計に関する法律，発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金を交付するほか，…当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を関係地方公共団体と協力して検討し講じていくこと」と修正されている。

地域の発展に資することの重要性について従来から認識されていたことは旧基本方針に見ることができるが，国の役割を明確にしたものと評価できる。

(5) 処分技術等に関する原子力委員会からの定期的な評価

新基本方針は「最終処分〔＝地層処分〕に対する信頼性を確保する観点から，…原子力委員会は，最終処分計画の改定に際しては，その時点までの技術開発の状況や概要調査地区等の選定の状況を踏まえ，…その妥当性について評価を行った上で，法の規定に基づき経済産業大臣に意見を述べるものとする」との文言を挿入している。

これは，情報公開の徹底と客観性を確保するために，処分推進体制とは異なる中立的な立場の第三者機関が，国およびＮＵＭＯの取組みを評価すると同時に，国民・地域に対して説明を行っていくことが必要であるとの廃棄物ＷＧによる指摘[13]に対応した内容となっている。

次に，原子力委員会は「中立的な第三者」として不適当との意見に対しては，経済産業省資源エネルギー庁により，原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議において「（原子力委員会は）今後は原子力利用の推進を担うのではなく，原子力に関する諸課題の管理，運営の視点から活動する」，「今後は委員会の中立性を確保しつつ，…放射性廃棄物の処理処分に関する機能に重点を置く」との方向性が示され，また同委員会は関係行政機関に勧告権を有する（原子力委員会設置法24条）独立性の高い組織であることから，当該役割を果たすことができると整理されている[14]。なお，原子力委員会の所掌事務として妥当するかという点について，当該役割は，2014年の原子力委員会設置法改正において追加された「法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務その他原子力利用に関する重要事項に関すること」（２条４項）という所掌事務に該当するものと考えられる。

３．おわりに

本稿では，高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る基本方針の最新改定のポイントについて整理した。2017年４月17日に経済産業省総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会地層処分技術ワーキンググループにより科学的有望地の基準・要件の検討結果が公表されており，今後はそれに基づくマップの作成や提示が期待される。

以下，今後の課題について述べ，まとめとする。

第一に，地層処分事業を行うに当たっては，受益圏と受苦圏[15]の分離を避けようがないという問題がある。こういった不満への対処として，従来においては電源三法交付金等の金銭的便益供与が主な手段として用いられてきたが，これはすでに日本においては通用しない不適切な手段であり，立地選定手続の改善が必要であると日本学術会議より指摘されている[16]。新基本方針においては，交付金交付のほか「当該地域の持続的発展に資する」支援措置を検討し講じていくこととされているが，これも捉え方によっては金銭的便益供与との批判がされ得る。金銭的手段によらない地域間の公平化を図るための方策について，国として検討の必要がある。

第二に，現行の最終処分法においては，閉鎖後の地層処分施設の管理について定めがないという問題がある。つまり，地層処分施設閉鎖後に，何らかの事象により原子力損害が生じた場合の責任の所在が明らかでない。また，地層処分施設閉鎖後にも，社会的な要請等により地上からの環境モニタリングを継続する必要が生じることも考えられるが，その具体的な方法，管理体制について現段階では具体化されておらず[17]，国レベルでの検討が必要となる。

第三に，地層処分事業の前進には，処分事業の実施主体が適切に機能することが不可欠であることは，当該事業において先行する諸外国の例からも明らかであるとして，ＮＵＭＯの組織ガバナンスの抜本的な改善が必要と，廃棄物ＷＧは指摘している[18]。この指摘を踏まえ，ＮＵＭＯは①経営理念，行動指針の策定・公表，②中期目標とその達成に向けたアクションプランの策定，③評議員会の評価（第三者評価）機能の強化と情報公開，および④組織体制の見直しを行うことで，組織目標を明確化するとともにガバナンスを改善するとしている[19]。

以上の点を踏まえ，今後どのように地層処分事業が進められるのかを注視していきたい。

【注】

[1] かつては海洋投棄が有力な手法と考えられたことがあり，実際に日本においても低レベル放射性廃棄物の海洋投棄が行われた経緯もあるが，1972年に採択された「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」により放射性廃棄物の海洋投棄が禁止とされた。
[2] 最終処分法３条に基づき，地層処分事業の実施を担保するため，経済産業大臣により作成される。
[3] 2008年３月14日閣議決定。
[4] 2015年５月22日閣議決定。
[5] 経済産業省ニュースリリース「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が改定されました～国が前面に立って取り組みます～」(2015年５月22日)。
http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150522003/20150522003.html
[6] 吉田英一『地層処分……脱原発後に残される科学課題』(近未来社，2012年）150頁。
[7] 引用した文中の〔〕は筆者による（以下，同じ)。
[8] 廃棄物WG「中間とりまとめ」(2014年５月）21頁。
[9] 現在は「地域の科学的な特性」と呼称を改められている。
[10] 廃棄物WG・前掲注７　24，28頁。
[11] 最終処分法により「文献調査（６条)」,「概要調査（７条)」および「精密調査（８条)」の３段階の調査を行うことと定められており，約20年かけて調査を実施する。
[12] 廃棄物WG（第31回）における小林放射性廃棄物対策課長の発言より。
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/genshiryoku/houshasei_haikibutsu_wg/031_giji.html
[13] 廃棄物WG・前掲注７　31頁。
[14] 第19回廃棄物WG　資料２「『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』改定案に関する意見照会及びパブリックコメントの実施について」(2015年４月)。
[15] 社会学用語。産業活動等に伴い正の影響を受ける人々の集合を受益圏，公害等の負の影響を被る人々の集合を受苦圏という。
[16] 日本学術会議「回答　高レベル放射性廃棄物の処分について」(2012年９月）20頁。
[17] ＮＵＭＯ「高レベル放射性廃棄物地層処分の技術と安全性」(2004年５月）5-5頁。
https://www.numo.or.jp/technology/technical_report/tr0401.html
[18] 廃棄物WG・前掲注７　30頁。
[19] 日本記者クラブ講演資料「我が国における放射性廃棄物の地層処分に関する政策と原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）の取組」(2014年８月）25頁。

特別研究講座の開催

2017年５月19日，東京大学大学院法学政治学研究科教授の藤田友敬様を講師にお迎えし「原子力損害と会社法」をテーマに2017年度第１回特別研究講座を開催した。

（東京大学大学院法学政治学研究科教授　藤田友敬様）

原子力発電所事故が発生した場合の原子力事業者（株式会社）の取締役の責任について，会社法423条・429条を中心として，株主または第三者からの損害賠償請求と原子力損害の賠償に関する法律の原則である責任集中，求償権の制限や，経営判断原則の適用との関係性等についてご説明いただいた。

講演後の質疑応答では，「安全基準遵守」と「経営判断原則」の関係性や，取締役の新たな知見，学説等に対する考慮義務の有無または程度等についての質問があり，活発な議論が行われた。

研究班の動き　（４・５月）

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

本研究班は，第一に，福島事故の原子力損害賠償において，個別事例に注目しながら法的課題の研究を行い，今後の法制度や手続きの見直しについて考慮すべき論点の抽出を試み，第二に，国際的な原子力損害賠償制度に関する国内法制の整備等，各国の動向を分析し，中長期的な観点から「原子力損害の補完的補償に関する条約（ＣＳＣ）」をはじめとする原子力損害賠償条約体制の法的課題の調査・研究を行うものである。

４月７日の第１回研究会では，戸本研究員より「内閣府原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会の動向」というテーマで報告を行った。2016年９月８日の第13回専門部会で示された「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」の内容を概観するとともに，原賠法改正にあたっての問題点等についての議論を行った。

５月31日の第２回研究会では，原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事の丸島俊介様より「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務と福島の現状」というテーマでご報告をいただいた。原子力損害賠償・廃炉等支援機構が行う相談事業に関して，相談業務の概要，相談件数の推移および具体的な相談内容等を中心にご報告いただくとともに，避難者の状況，帰還者の状況，東電の賠償状況，ＡＤＲの利用状況についても幅広く概観した。

エネルギーに関する国際取決めの法的問題検討班

本研究班は，エネルギーに関する条約や二国間または多国間における協定，その他国際的な指針・基準等を広く研究の対象とし，それらの国内における適用・実施にあたっての法的問題について検討する

ものである。

４月14日の第１回研究会では，森川主査および各研究委員より各自の関心事項・問題意識等を披歴していただき，今後の研究活動の方向性について検討を行った。また，村上研究員より「原子力に関する国際取決めについて」というテーマで報告を行い，多数存在する原子力に関する国際取決めについて，「３Ｓ(Safeguard，Security，Safety)」の概念に着目して検討を行った。

５月25日の第２回研究会では，伊藤研究委員より「投資保護協定と知的財産権」というテーマでご報告をいただいた。知的財産権保護のために投資仲裁を利用する場面において，管轄権判断や投資協定の実体規律（裁判拒否，公正衡平待遇，収用規定）がどのように運用されているかについて具体的な事例を素材に概観した後，他条約との関連等の諸課題について整理・検討を行った。

環境に関する法的論点検討班

本研究班は，国内外における気候変動問題や環境訴訟等を幅広く取り上げ，それらの法的論点について調査・研究を行うものである。

５月11日の第１回研究会では，鈴木孝寛様より「安全に関する規制の考え方の変遷」というテーマでご報告をいただいた。原子力発電所の安全に関する規制（事故防止対策・平常運転時の対策，シビアアクシデント対策・テロ対策等）の法体系について，東京電力福島第一原子力発電所事故前の規制と事故後の規制を比較・検討するとともに，安全性向上評価とバックフィットの関係性，原子力に環境基準を設けることの妥当性等について議論を行った。

公益事業に関する規制と競争政策検討班

本研究班は，主に経済法の観点から，国内外の電力はもちろん，ガスや通信等の公益事業について，その規制と競争政策がどうあるべきかを様々な見地より研究することを目的とするものである。

４月17日の第１回研究会では，瀧口研究員より「電力システム改革の現状と課題－卸電力市場の活性化と，小売全面自由化の進捗状況を中心に－」というテーマで報告を行った。電力システム改革に関連する審議会の動向について概観した後，卸電力市場の活性化に向けた取組みや，小売全面自由化後の電力市場の競争状況を中心に議論を行った。

５月18日の第２回研究会では，日本大学危機管理学部教授の小向太郎様より「個人情報保護法改正とビッグデータ・ＩｏＴに関する課題」というテーマでご報告をいただいた。５月30日に施行された改正個人情報保護法の概要や，ビッグデータの利活用と匿名加工情報に関する制度等の整備，競争上の課題等について海外の規制にも触れながら概観し，個人情報やビッグデータの利活用の促進と保護のバランスをいかにとるのか等について検討を行った。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

本研究班は，2016年７月から継続して，再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けた法的諸課題について調査・研究を行うものである。

４月18日の第５回研究会では，宮澤研究委員より「風力発電による騒音をめぐる行政的・政策的指標と受忍限度」というテーマでご報告をいただいた。愛知県田原市における風力発電施設の騒音をめぐる損害賠償請求訴訟の事案を題材として，私法上の違法性判断基準となる受忍限度判断において，公法上の規制基準等をどのように考慮していくのか，また，再生可能エネルギーの導入拡大を図る行政上の政策目的・目標が，受忍限度判断の一要素である公共性としての考慮のあり方にどのように影響してくるのかという点について検討を行った。

原子力安全に関する法制度検討班

本研究班は，国内外の原子力行政の動向を踏まえながら，原子力安全に関する法的諸課題について，様々な見地から調査・研究を行うものである。

４月26日の第１回研究会では，交告主査より「シビアアクシデントと設置許可」というテーマでご報告をいただいた。2012年の原子炉等規制法の改正内容について，同法43条の３の６第１項の３号要件（重大事故対策）および４号要件（災害の発生および拡大の防止）を概観した後，シビアアクシデント対策が設置許可の要件になったことで「基本設計及び基本的設計方針」の概念がどのように変化したかについて検討を行った。

５月23日の第２回研究会では，塚本研究員より

「科学と法の距離」というテーマで報告を行った。原子力規制委員会が最新知見を規制に反映する取組みについて概観した後，具体例として「降下火砕物の影響評価」および「有毒ガス防護に係る影響評価」を規制に反映する際の手続きを紹介し，どのような問題があるかについて検討を行った。

新着図書案内　（４・５月）

書　　名	著　　者	出 版 社
みんなの知らない　世界の原子力	海外電力調査会	日本電気協会新聞部

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）
2017．６．30　　Vol.246
編集発行　日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田７－９－２
ＫＤＸ五反田ビル８Ｆ
電　話 03－6420－0902（代）
ＵＲＬ http://www.jeli.gr.jp/
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印　　刷　株式会社 吉田コンピュートサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には，日本エネルギー法研究所にご連絡ください。